

平成30年度 自治大学校研修計画改正概要

平成29年12月

1 研修計画の見直し

○ 地方公共団体の人材育成における自治大研修の位置づけ

地方公共団体の人材育成において、これからの時代を担う地方公務員に必要な力を具体的に列挙し、その能力を取得するための演習を、職階層に対応する研修過程ごとに明示し一般研修を構築した。

2 研修課程の見直し

(1) 基本法制研修

地方公共団体の幹部職員等に必要な基本法制に係る研修を選択制とした。

基本法制研修 A は第1部課程に対応し第2部課程の希望者にも対応。

基本法制研修 B は原則として第2部課程、第1部・第2部特別課程に対応。

(2) 第1部課程及び第2部課程

基本法制研修を選択制とするとともに、本研修においては各種の演習を集中的に実施し、政策形成能力を高めるための講義を厳選した。

(3) 第1部・第2部特別課程

女性幹部候補生に相応しい研修内容とするため、その内容を見直すとともに、より参加しやすくするために宿泊研修日数を短縮した。また、事前のオリエンテーションも廃止した。

3 その他

(1) 研修期間の見直し

各演習を充実させ、種々の能力の習得を図ることにより研修の質を保持し、重複する講義を見直す等により参加しやすい研修期間とした。

(2) 休校期間

これまで一定時期ごとに短期間で数回あった休校期間を夏期及び年末年始の2回に集約した。

(3) 自治大学校への推薦書類の直接提出

これまで全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会（都道府県町村会）へ推薦書類を提出していた団体は自治大学校へ直接提出する方法へと合理化した。